

水産物流通適正化法の概要と アワビ、ナマコ等の流通

濱田 武士（北海学園大学）

水産流通適正化法制定の背景

- 水産政策の改革
 - 漁業管理（漁獲制限）から資源管理（漁獲量制限）へ
- IUU(illegal, Unreported, Unregulated)漁業の撲滅
 - 日本国内の水産物市場を浄化

構成

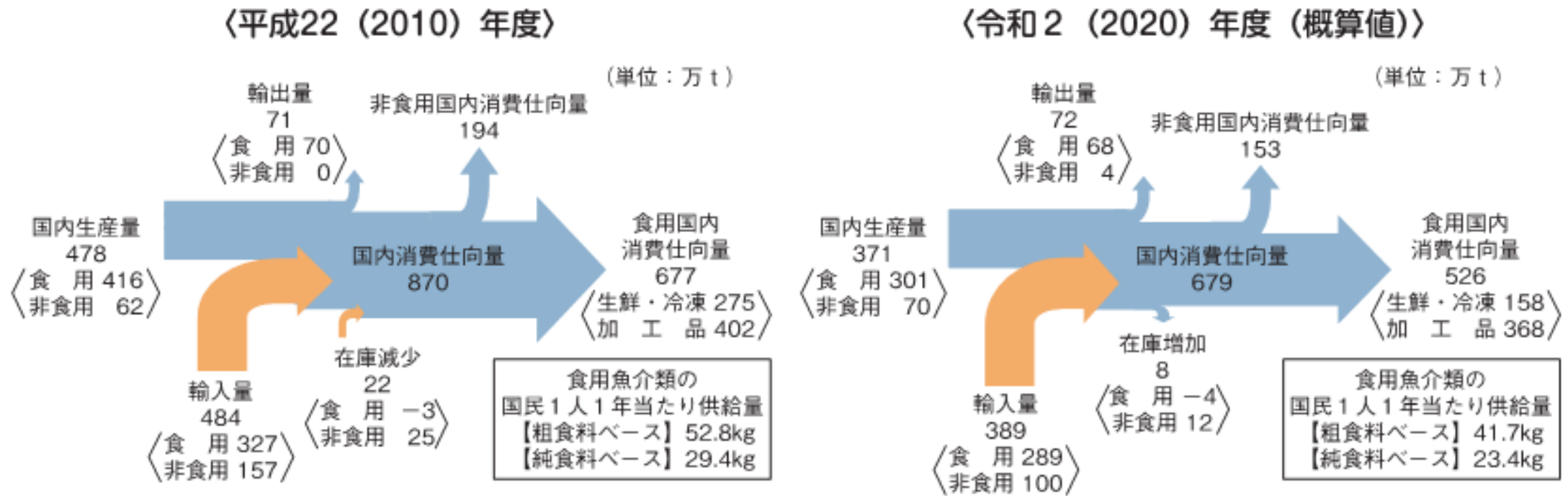
- 日本の水産物需給と消費の動向
- 水産物の物流・商流・情報流
- 水産物流通適正化法のしくみ
- ナマコとアワビの流通への適用
- 課題

流通する 水産物の分類

- 用途 - 食用、非食用
- 食用 - 生鮮品、冷凍品、加工品
(味付け・加熱・発酵など)
- 非食用 - 餌・魚粉・飼肥料



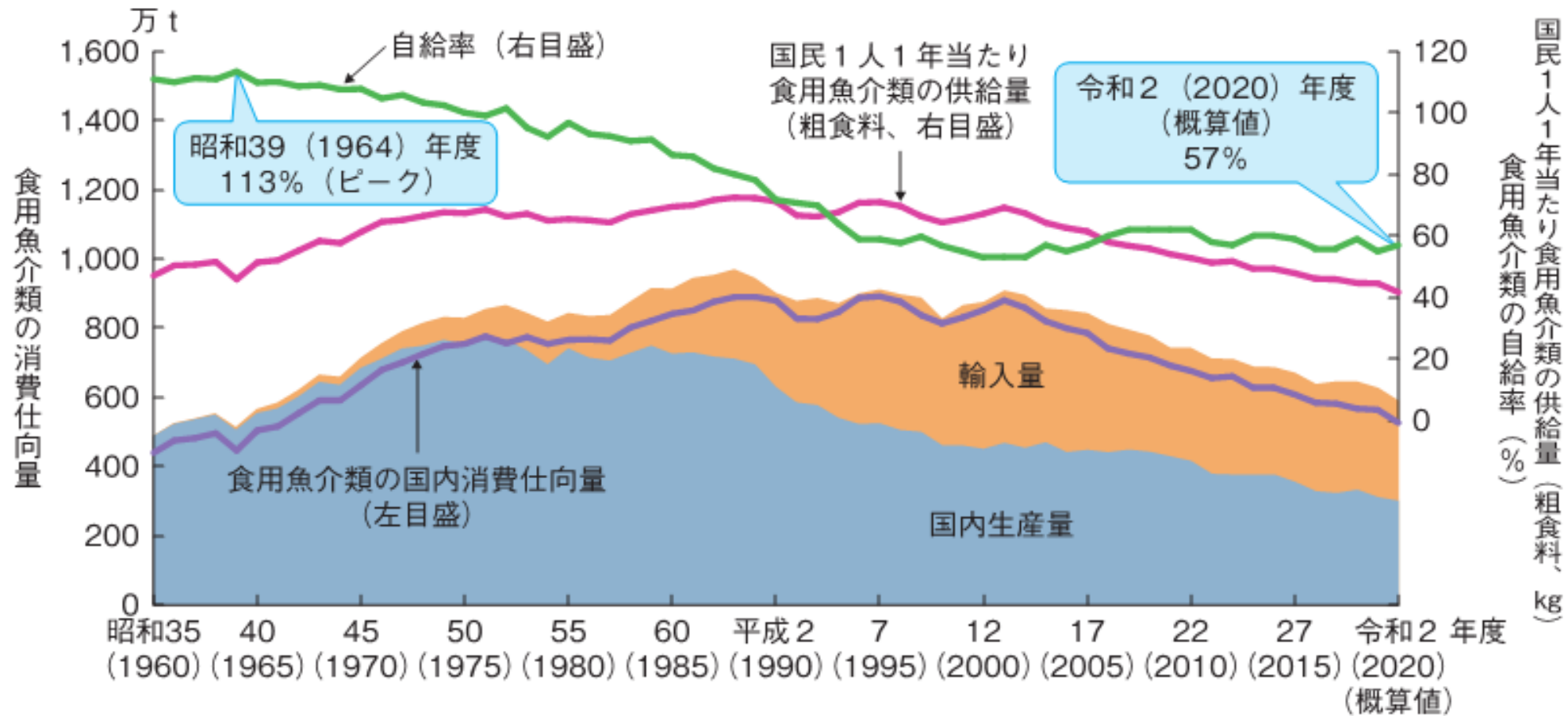
日本の魚介類の需給状況の変化



資料：農林水産省「食料需給表」

- 注：1) 数値は原魚換算したものであり（純食料ベースの供給量を除く。）、海藻類、捕鯨業により捕獲されたもの及び鯨類科学調査の副産物を含まない。
- 2) 粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量であり、純食料とは、粗食料から通常の食習慣において廃棄される部分（魚の頭、内臓、骨等）を除いた可食部分のみの数量。
- 3) 表示単位未満の端数を四捨五入しているため、内訳の合計値は必ずしも一致しない。

食用魚介類の自給率の推移

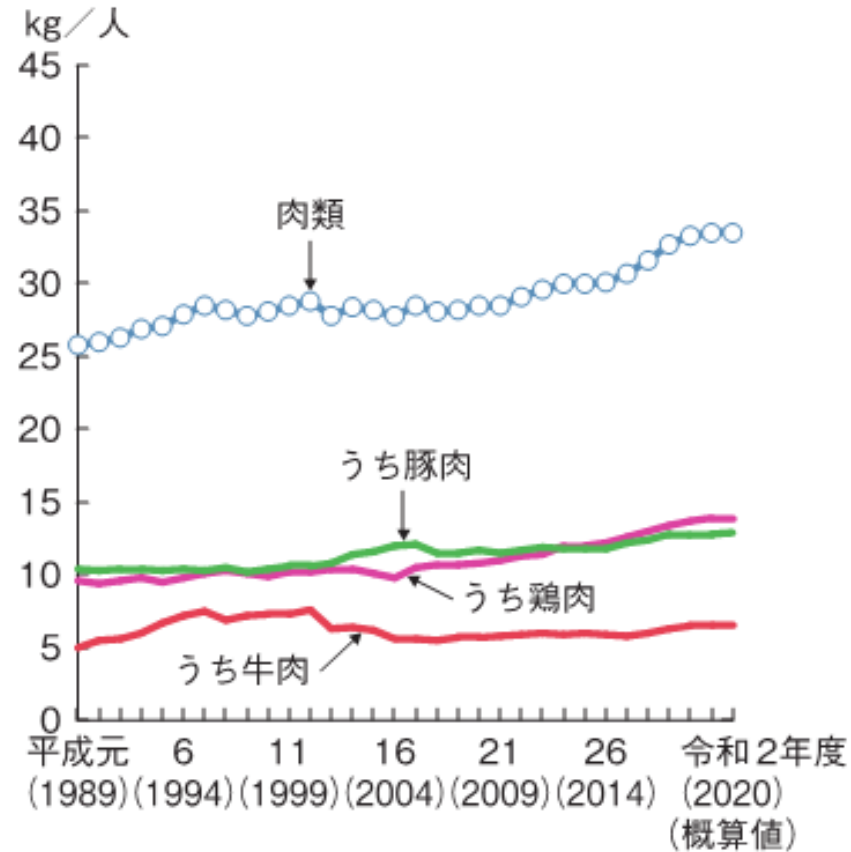
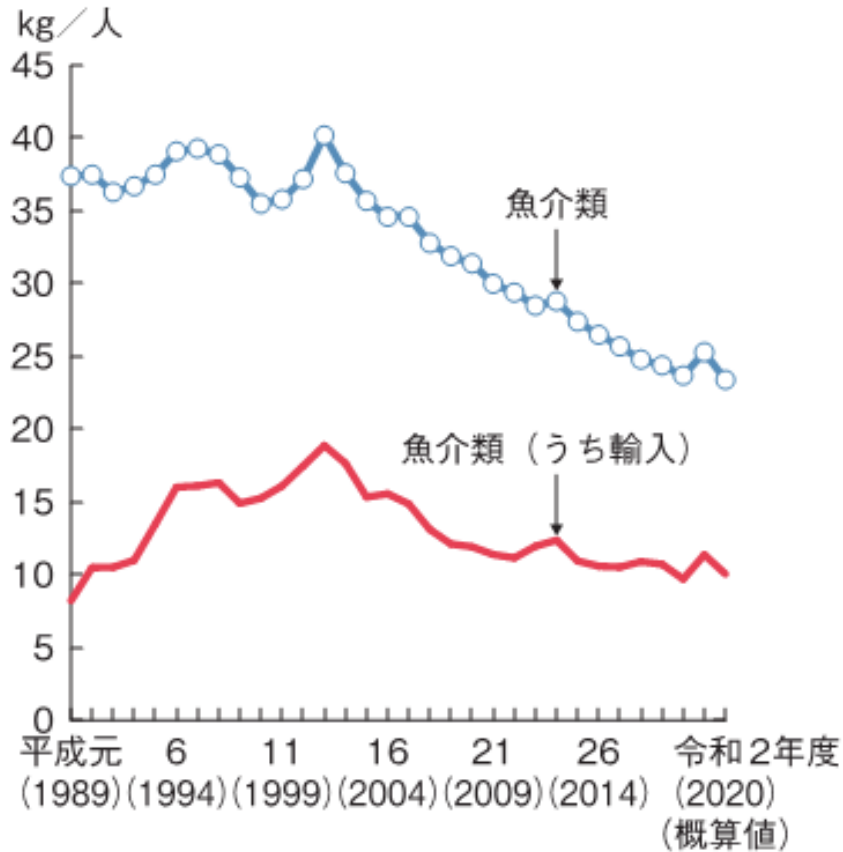


資料：農林水産省「食料需給表」

注：自給率 (%) = (国内生産量 ÷ 国内消費仕向量) × 100

国内消費仕向量 = 国内生産量 + 輸入量 - 輸出量 ± 在庫の増減量

食用魚介類及び肉類の国民1人当たりの消費量

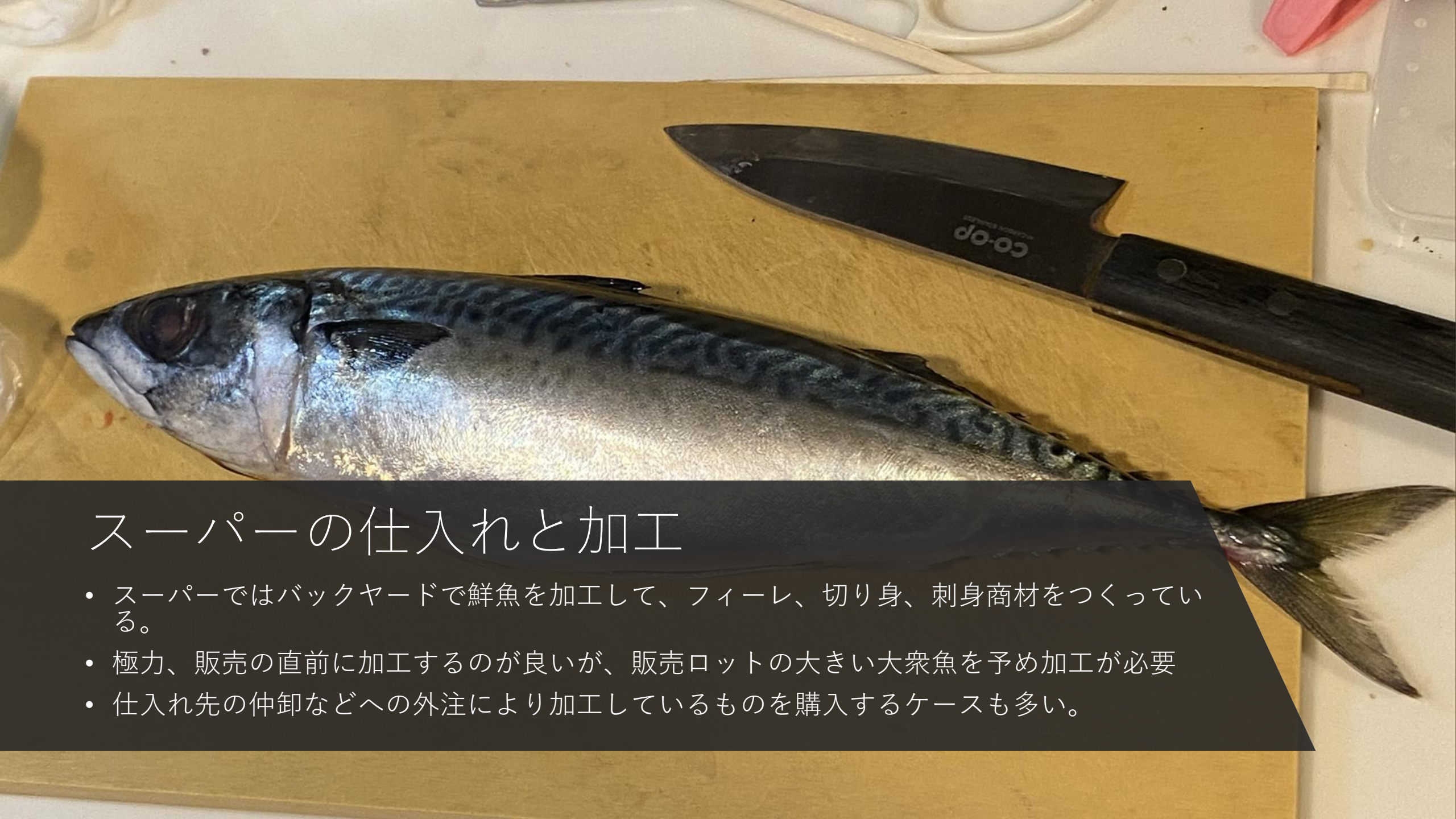


資料：農林水産省「食料需給表」に基づき水産庁で作成

注：魚介類の消費量のうち輸入分は、食用魚介類の消費量から国産魚介類の消費量（食用魚介類の消費量×食用魚介類の自給率）を差し引くことで求めた。

小売段階の傾向

- かつては鮮魚売場はラウンド（丸物）があったが、家庭内の調理離れが進み、現在では、フィーレ、切り身、刺身などの加工が主流となっている。
- ラウンドの商品が全くないスーパーも多い。



スーパーの仕入れと加工

- スーパーではバックヤードで鮮魚を加工して、フィーレ、切り身、刺身商材をつくっている。
- 極力、販売の直前に加工するのが良いが、販売ロットの大きい大衆魚を予め加工が必要
- 仕入れ先の仲卸などへの外注により加工しているものを購入するケースも多い。

生鮮食材の流通と卸売

- 消費財の基本的な流通：

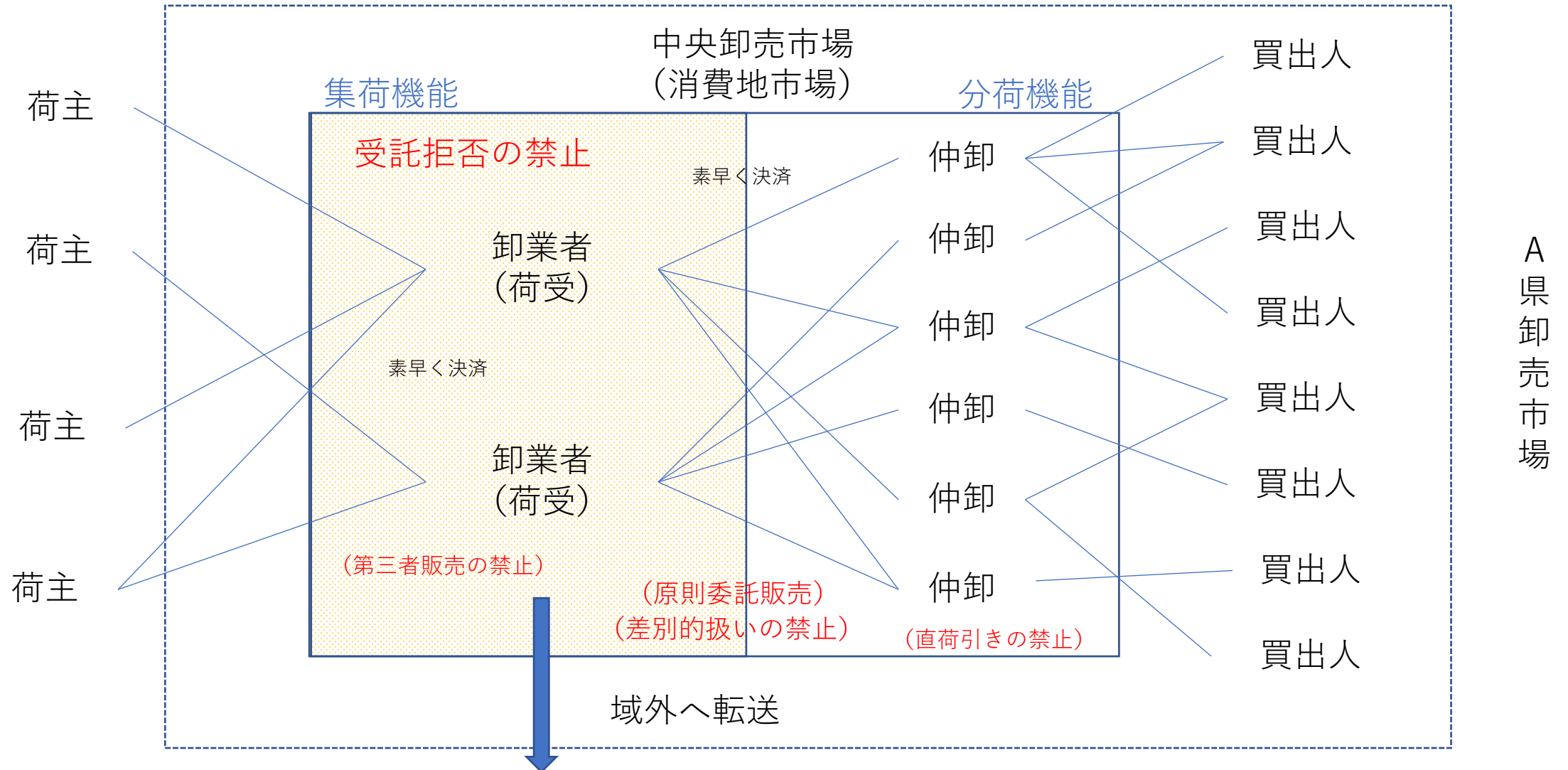
メーカー → 卸売 → 小売（実需者）
→ 消費者

- 卸売の機能：

- ①集荷・分荷
- ②相場形成
- ③代金決済
- ④情報収集・発信

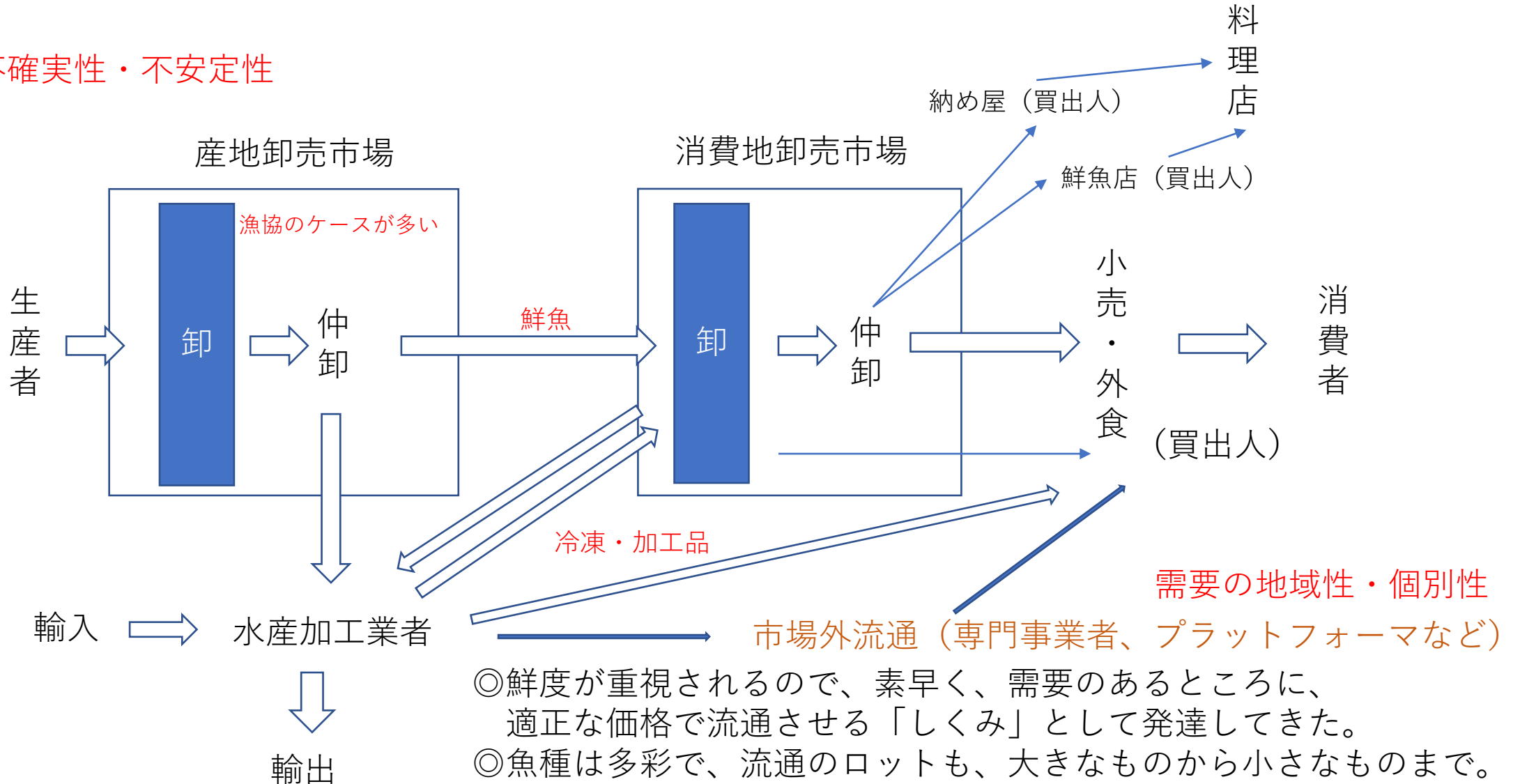


日本の卸売市場の特性



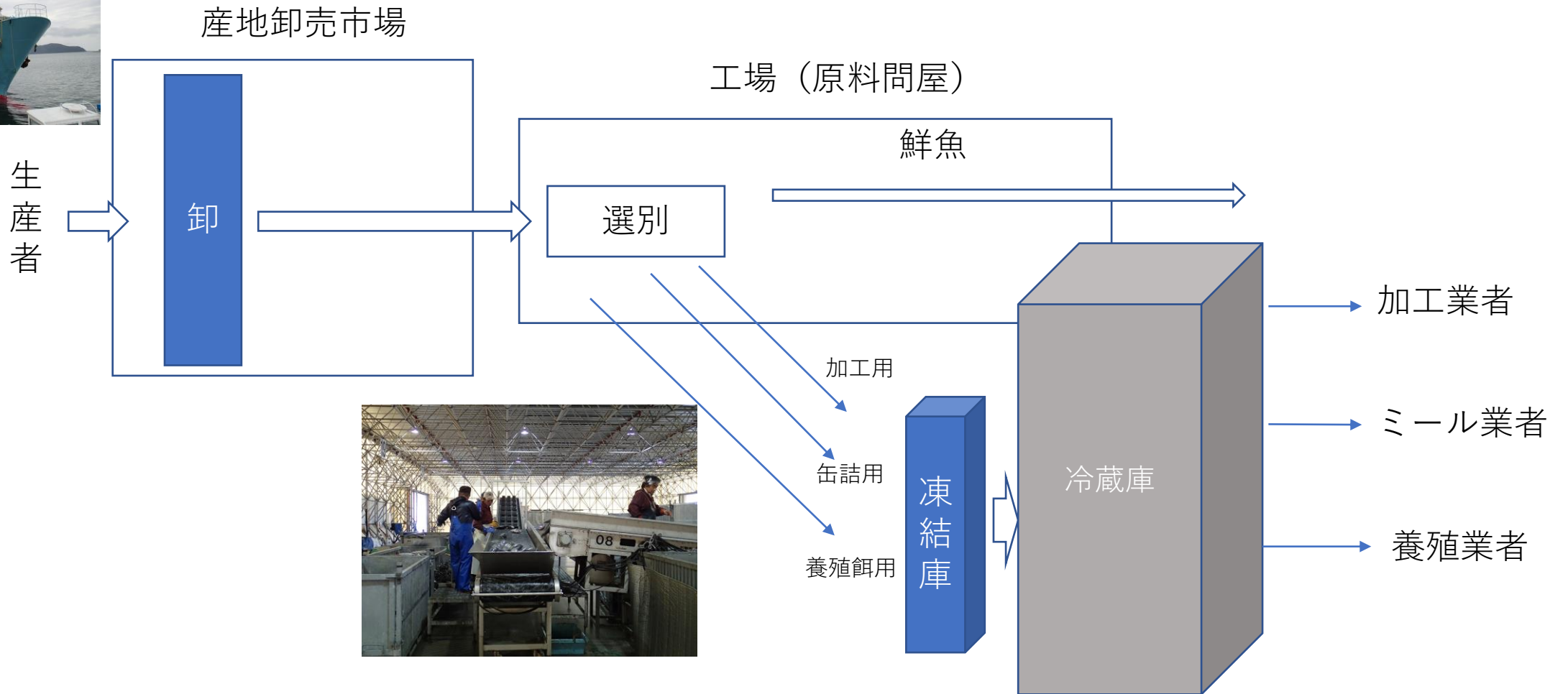
水産物の多段階流通の概要

供給の不確実性・不安定性

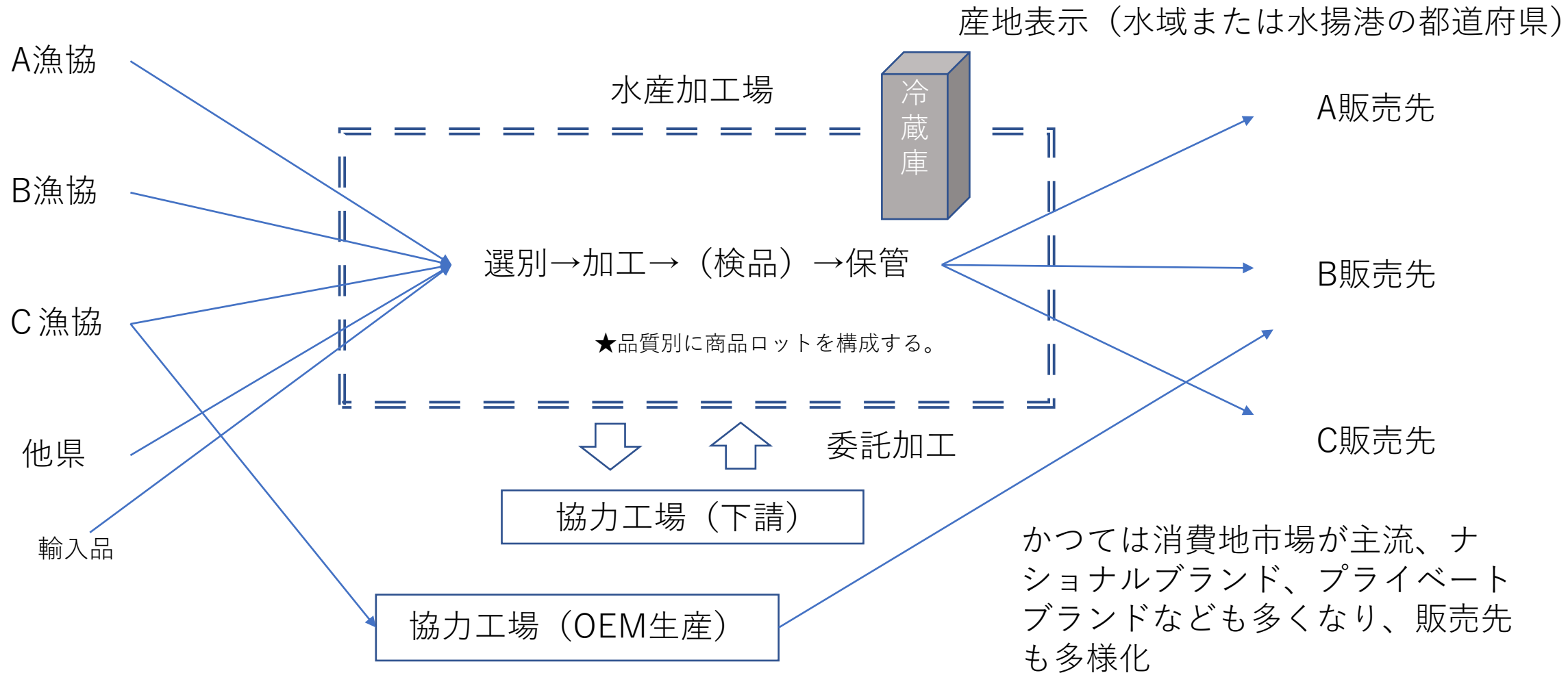


- ◎鮮度が重視されるので、素早く、需要のあるところに、適正な価格で流通させる「しくみ」として発達してきた。
- ◎魚種は多彩で、流通のロットも、大きなものから小さなものまで。
- ◎同じ魚でもサイズに応じた用途別の流通がある。

産地の選別機能と用途別市場 (多獲性魚種の例)

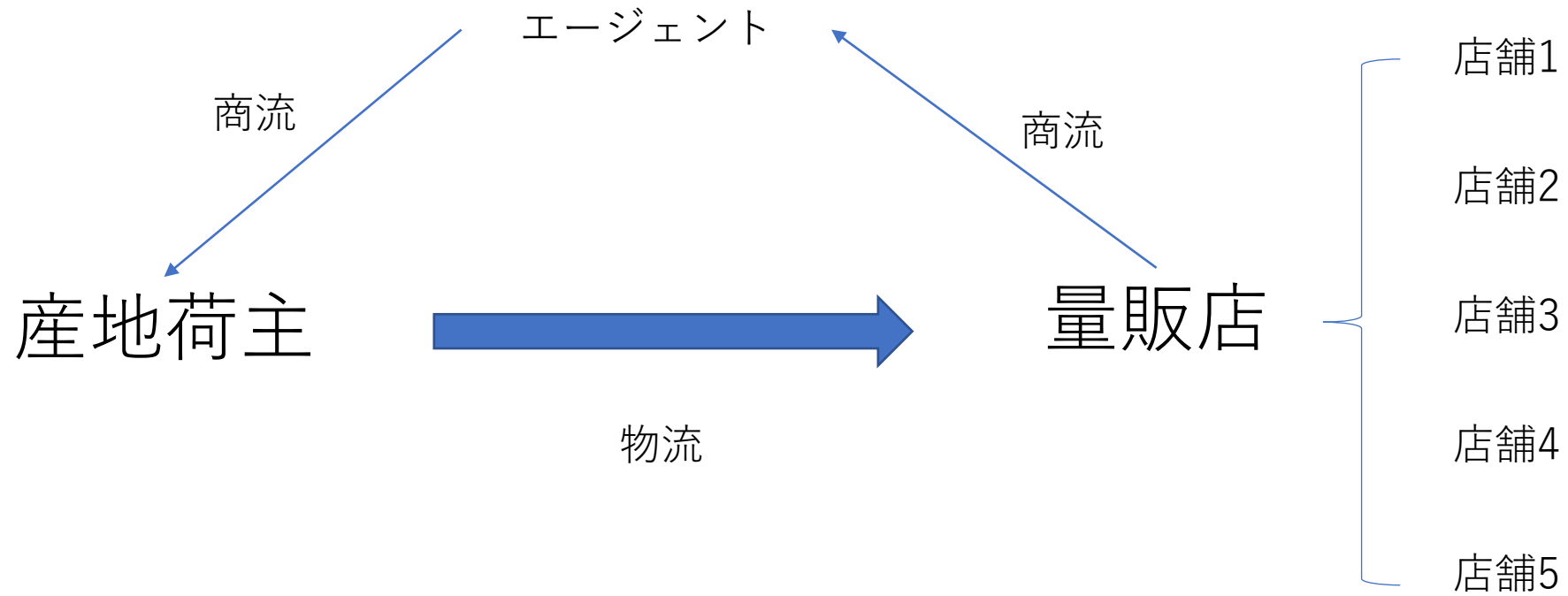


水産加工業者の集荷・分荷



市場外流通の一事例

物流と商流の不一致



トレーサビリティの可能性

- トレーサビリティの構築には、集荷・分荷の中でロットの分割・統合による再編があること、物流、商流が不一致あってその際に情報流（トレース）をどのようにとるか、という問題がある。
- 魚類養殖に関する流通では、産地でインテグレートが進み、マーケットイン型の流通になりつつあり、トレーサビリティも整備されてきた。
- 天然魚を捕獲する漁業はプロダクトアウト型供給がベースであり、産地の流通業において集荷・分荷され、さらに卸売市場を2度介して集荷・分荷されていることから、産地以外の情報伝達があまりなされず、トレーサビリティは困難とされてきた。

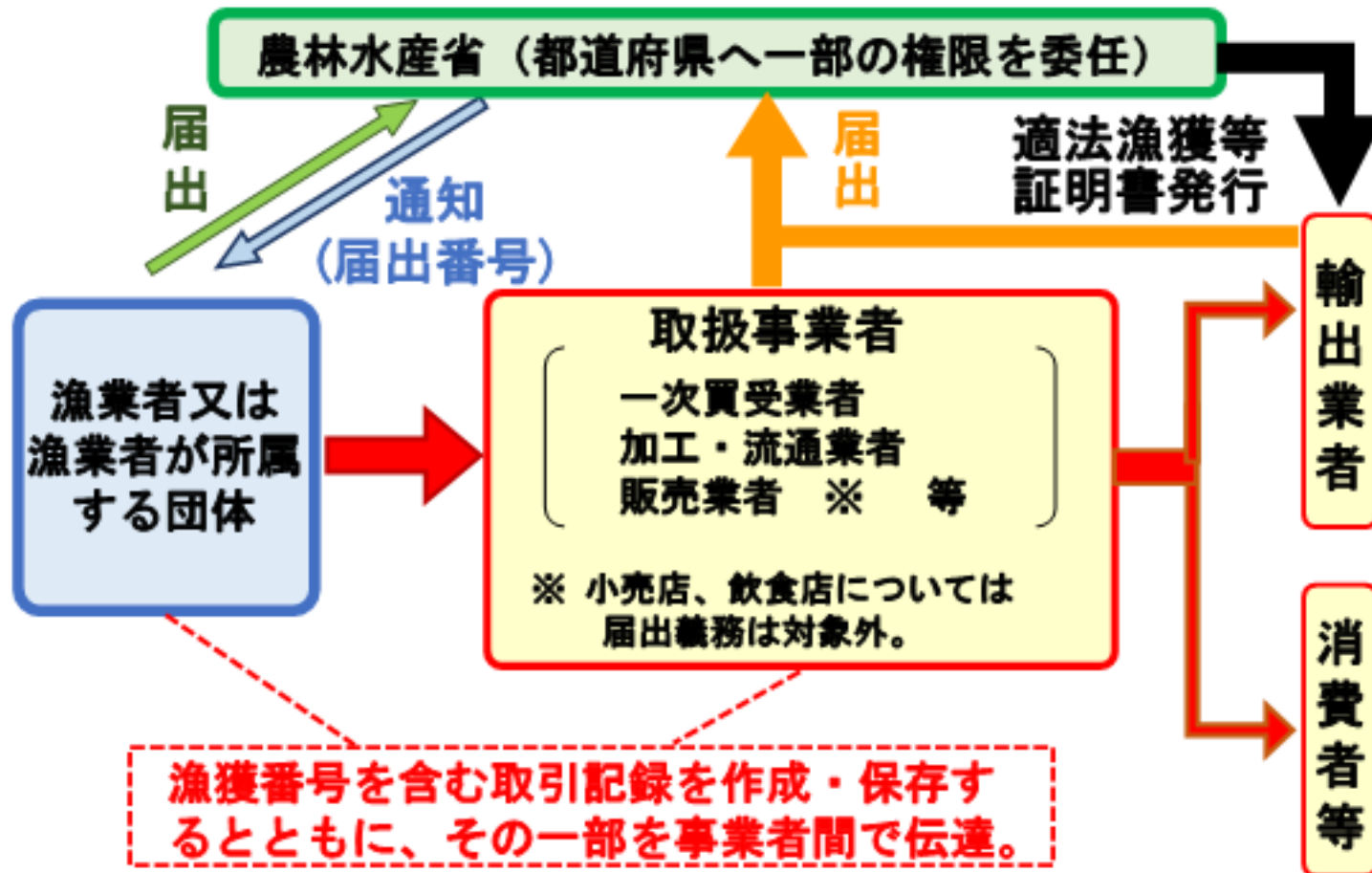
水産流通適正化法の概要

- IUU漁業により水産資源の持続的利用が脅かされる特定の魚種については、流通プロセスに違法漁獲物が混入されるのを防ぐための措置をとる。
- 国内で流通する特定の魚種（特定第1種水産動植物）については取引記録等を追跡調査できるようにして、輸出の際には輸出業者が漁獲証明書の提出を義務づける。
- 輸入される特定の水産動植物（特定第2種水産動物）について輸入業者は外国での漁獲の適法性を証明しなければならない。



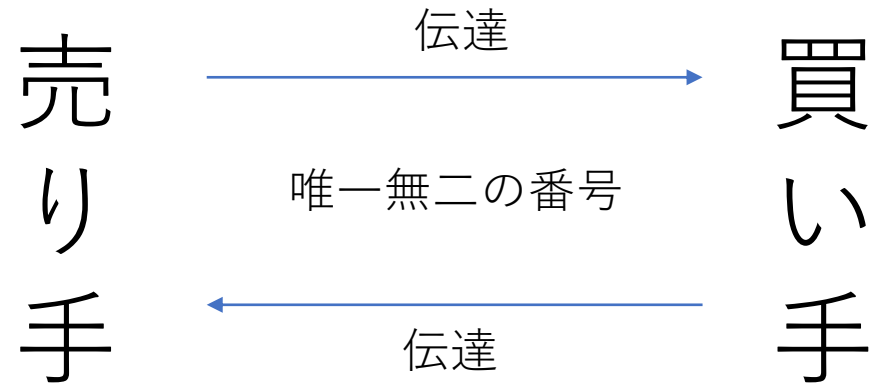
流通業者に違法漁獲物を取り扱わせないようにすると同時に取り扱う業者を摘発するという意図

特定第1種水産動植物における 流通適正化のしくみ



- 漁業者等の届出
- 取扱事業者の届出
- 漁獲番号または荷口番号の伝達
- 取引記録の作成・記録
- 輸出時に適法漁獲等証明書の提出

売り手と買い手の間にある取引記録



商品ロットごとに番号を記録

商品ロットごとに番号を記録

照合できるように記録を残しておく

特定第1種水産動植物の選定

項目	サザエ	アワビ	アサリ	イセエビ	ウニ	ハマグリ	シラスウナギ	トコブシ	ナマコ	タコ	サケ(参考)
①検挙件数 (括弧内は延べ件数)	330 (395)	139 (294)	138 (150)	100 (106)	78 (133)	78 (86)	55 (55)	33 (89)	31 (60)	27 (58)	21 (52)
②1kg当たり単価(円)	697	7,328	398	4,732	1,371	—	1,707,000 ※5	—	2,490	612	561
③漁業産出額(億円)	42	86	63	55	129	—	167 ※5	—	165 ※6	232	614
④漁獲量減少率(%)	29	52	79	16	31	—	52 ※5	—	36 ※6	27	64

判断基準：□は以下の基準を満たすもの。

- ①検挙件数：H21～30年の対象魚種の平均検挙件数が、H21～30年の各年における主要魚種の検挙件数の中央値を平均した数値（23件）以上の魚種。※1
- ②1kg当たり単価：H22～R元年の1kg当たり単価が、H22～R元年の主要高級魚（漁業産出額統計の対象となる魚種のうち単価が上位1/3に入る魚種）の平均価格を平均した値（1,928円）以上の魚種。※2
- ③漁業産出額：H22～R元年の対象魚種の平均漁業産出額が、H22～R元年の各年における漁業産出額統計の対象となる魚種の中央値を平均した数値（65億円）以上の魚種。※3
- ④漁獲量減少率：H29～R元年の対象魚種の平均漁獲量が、H19～21年の平均漁獲量と比較して33%（1/3）以上減少している魚種。※4

出典：

※1「沿岸海域等における水産動植物の採捕に係る漁業関係法令違反等の状況調査」（水産庁管理調整課）より抽出。

※2「市場統計情報（月報・年報）」（東京都中央卸売市場）より抽出。

※3「e-stat漁業産出額（H22～R元年）」より抽出。

※4「e-stat魚種別漁獲量（H22～R元年）」より抽出。

※5 R3年4月「うなぎをめぐる状況と対策について」（水産庁栽培養殖課）より抽出。
産出額については、国内採捕量、取引価格を元に算出。

※6 平成19年以降他の項目と統合されたため、直近のデータから推計。

漁獲番号のしくみ

- 例えば、届出番号「1234567」の届出採捕者が、2021年6月15日に産地市場にアワビを出荷し、漁協がロットを割り振り、入札ロット1番として取引がなされた場合、一次買受業者に伝達される漁獲番号は以下のとおりである。

①届出番号（7桁）

②取引年月日（6桁）

③取引番号（3桁）

1 2 3 4 5 6 7

2 1 0 6 1 5

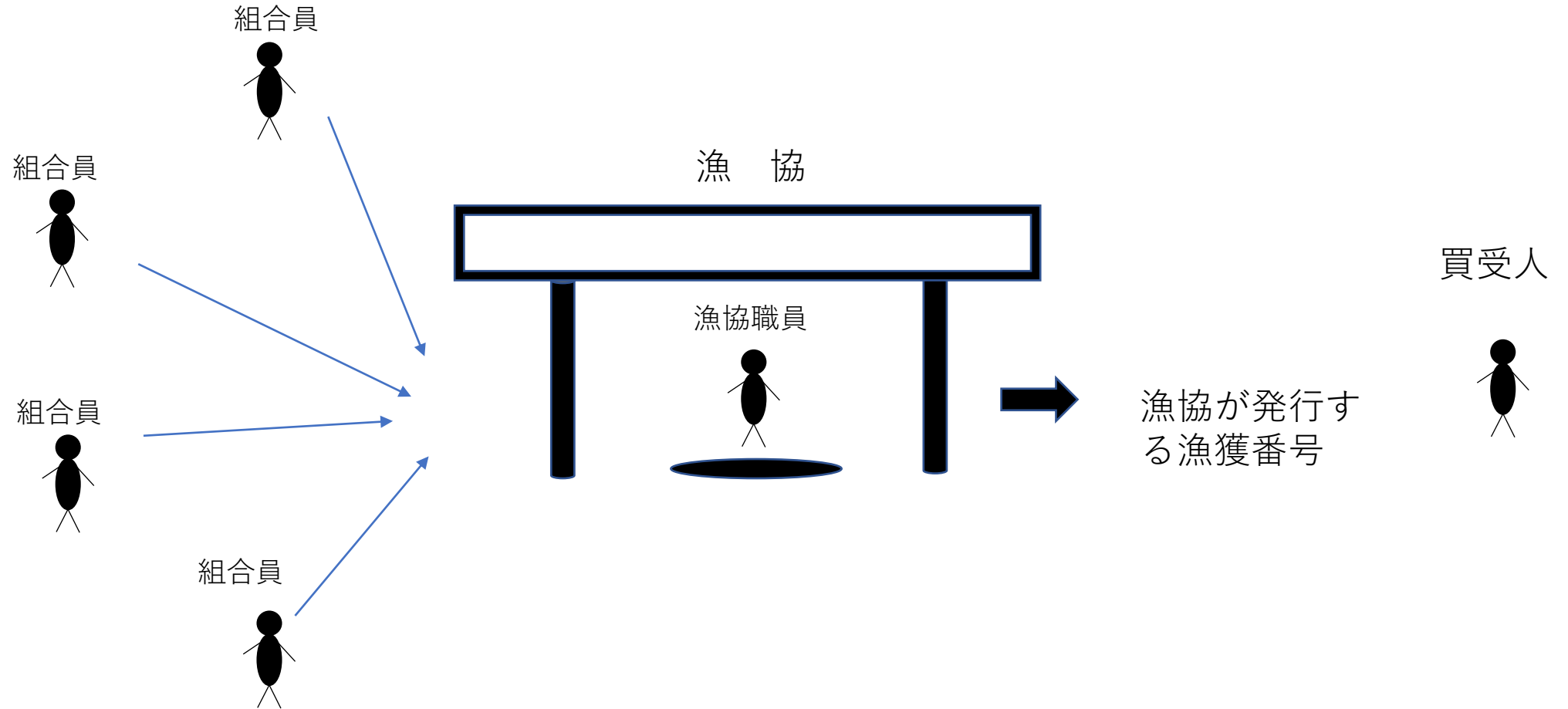
0 0 1



漁獲番号 16桁

1 2 3 4 5 6 7 2 1 0 6 1 5 0 0 1

漁獲番号の漁協への統合



荷口番号のしくみ

○ 例えば、卸業者がアワビをサイズごと等に再編成し2021年6月15日に仲卸業者へ出荷した場合、仲卸業者へは以下の荷口番号が伝達される。

①事業者を区別する番号（7桁）

②取引年月日（6桁）

③取引番号（3桁）

5 2 3 4 5 6 7

2 1 0 6 1 5

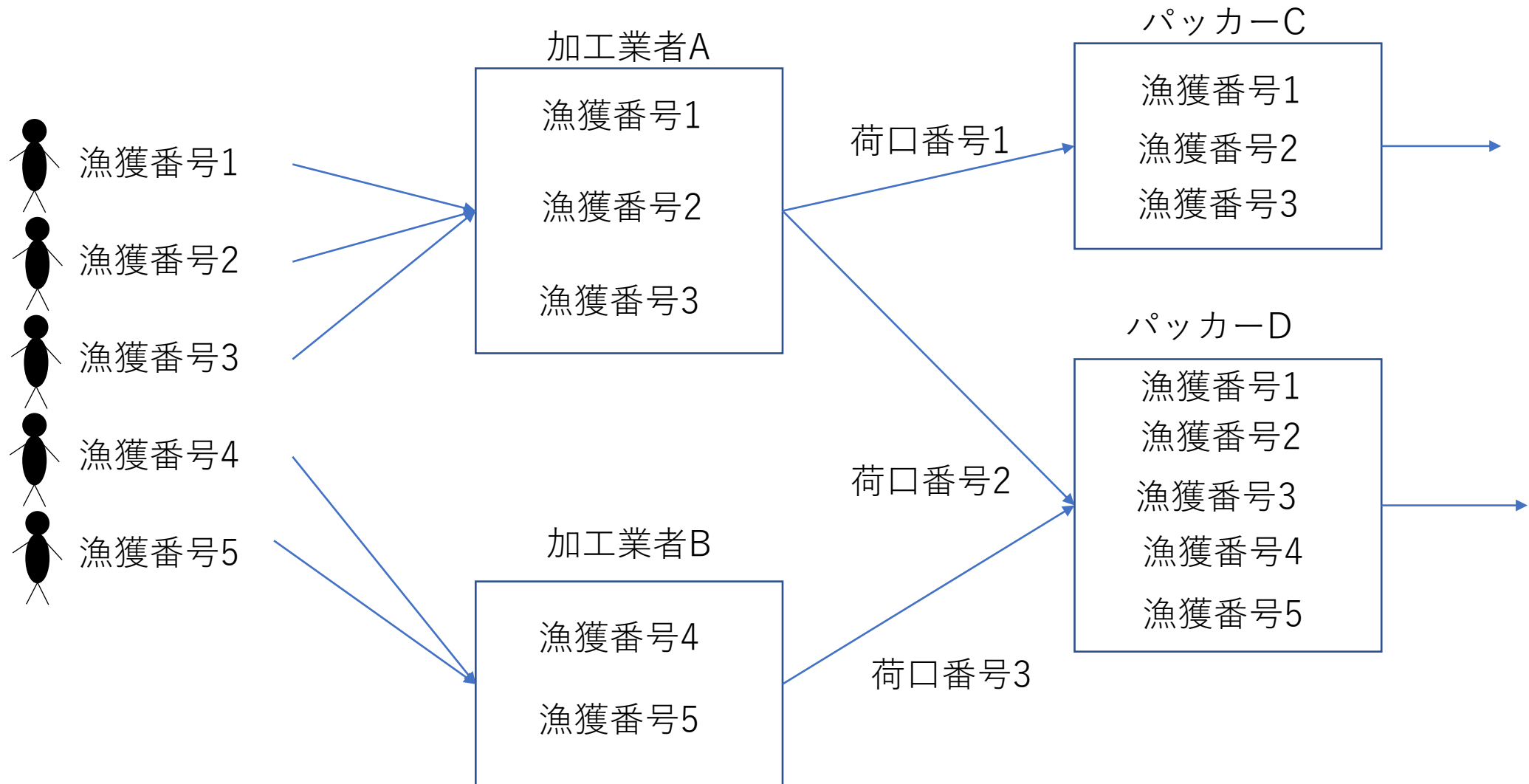
0 0 1



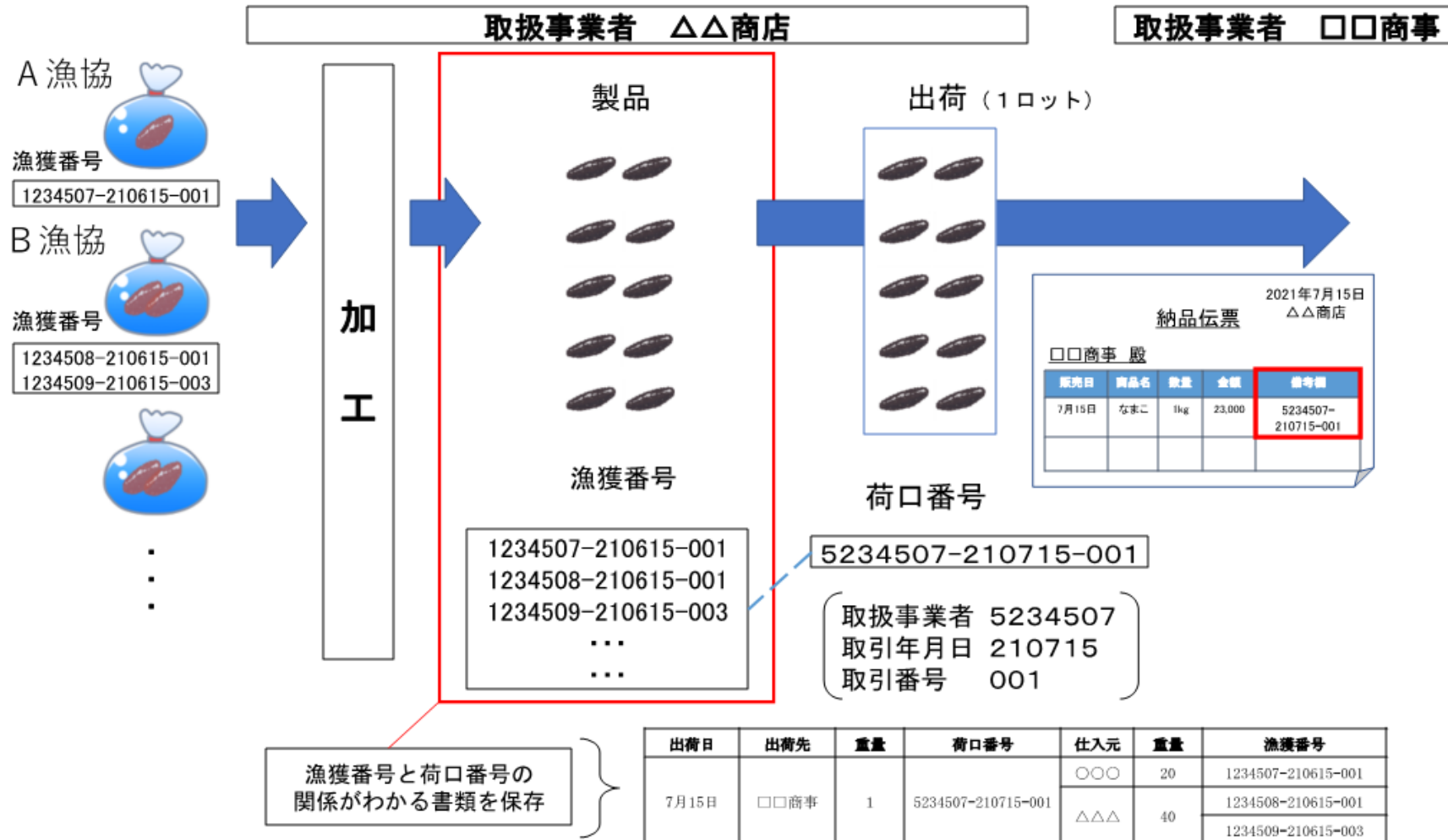
荷口番号 16桁

5 2 3 4 5 6 7 2 1 0 6 1 5 0 0 1

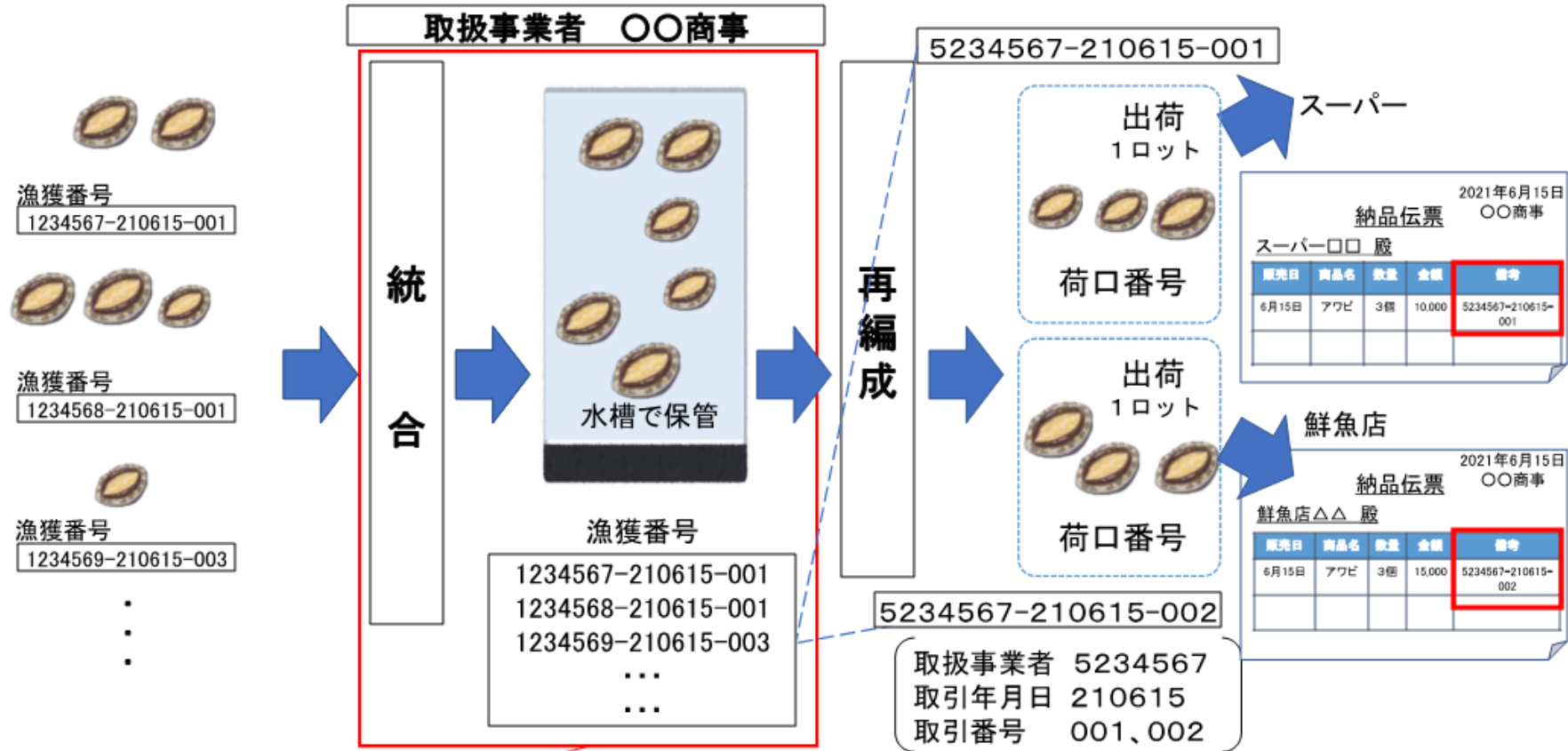
漁獲番号と荷口番号の統合



ナマコのケース



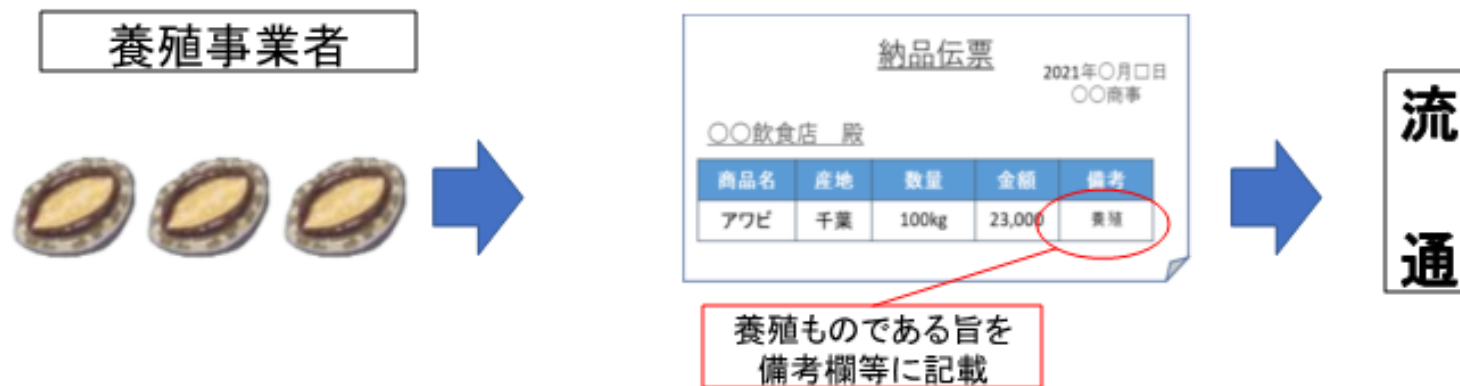
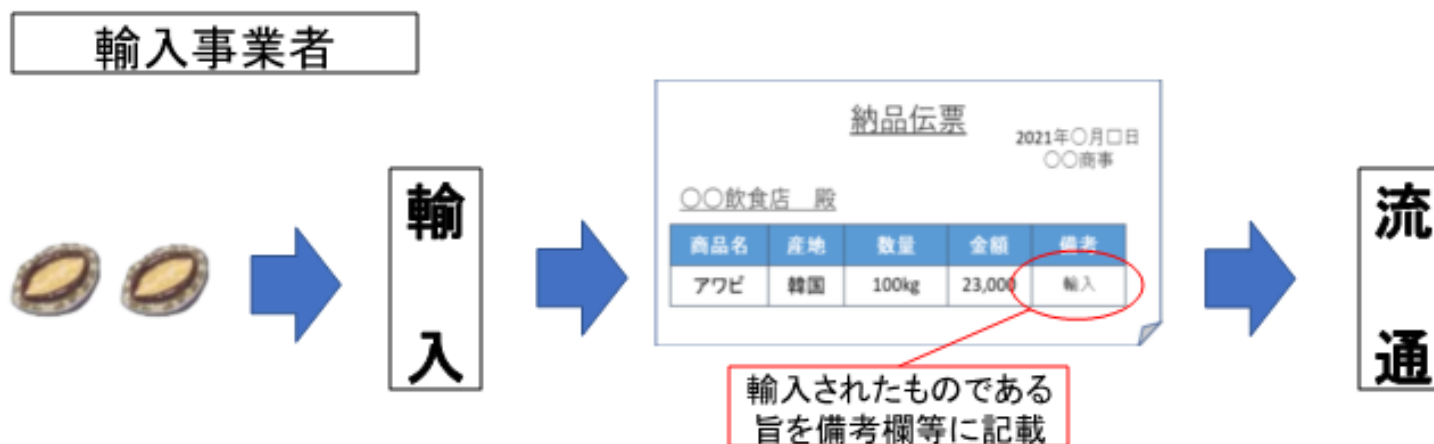
アワビのケース



漁獲番号と荷口番号の
関係がわかる書類を保存

出荷日	出荷先	数量	荷口番号	仕入元	数量	漁獲番号
6月15日	スーパー	3	5234567-210615-001	〇〇〇	2	1234567-210615-001
				△△△	3	1234568-210615-001
6月15日	鮮魚店	3	5234567-210615-002	□□□	1	1234569-210615-003

養殖アワビ・輸入アワビの取扱



食品表示法上の義務

流通の特性とのトレーサの問題

- ナマコは、煮沸加工されるゆえに加工段階の仕入れと出荷では重量が一致しない。
- ナマコも、アワビも、買受人が一時的にストックして、在庫には仕入れ日がまざっている。そのことから、出荷物のロットの中には仕入れ日が混ざることがある。
- ナマコやアワビをトレーサしたときに、取引間の照合はできても、最終的に可能性産地が分散していて、産地を絞ることができない可能性がある。
- 加工業者が漁獲番号と荷口番号の管理を厳密にすれば良いが、そのためには多大なコストがかかる可能性がある。

水産動植物（特定第2種水産動物物）

- 輸入魚の中で違法漁獲による漁獲物を輸入させない。
- 輸入業者には合法的な水産物かどうかを輸出国が発行する証明書を提出させる。
- 輸入業者は漁獲証明書を提出しなければならない。
- 日本での漁獲ー外国で加工ー日本に再輸入という委託加工の場合、輸出時に国内産地が解るように取引証憑を提出しなければならない。

特定第2種水産動植物の選定

項目	我が国EEZ周辺で漁獲されるもの				特定水産動植物（漁業法）		
	サンマ	イカ	サバ	マイワシ	アワビ	ナマコ	シラス ウナギ
①IUU漁業が確認されている	○ NPFC	○ NPFC	○ NPFC	○ NPFC	○ ※1 米国 SIMP	○ ※1 米国 SIMP	○ ※2 米国 USITC
②漁獲量減少率が20%以上	○	○	×	○	○	×	不明
②我が国周辺海域にて地域漁業管理機関(RMFO)等による資源管理措置が行われている	○	○	○	○	—	—	—
②1kg当たり単価(円/kg)が高い	180	392	92	59	7,328	2,490	1,707,000
③輸入額が10億円以上 又は輸入額増加率が20%以上	○	○	○	○	○	×	○
④他の制度で同様の規制はない	○	○	○	○	○	○	○

又は

又は

特定水産動植物の選定に関する議論

- 環境NGOの意見：全ての魚種を対象にし（EU並という意味）、多くの情報を消費者に伝えることが大事
- 小売業界：従前から必要不可欠と考えていた水産物のトレーサビリティーの導入を歓迎。
- 漁業者の意見：IUU漁業の撲滅は大賛成だが、業務負担増への懸念。魚種は必要なものだけ。
- 卸業界：「受託拒否の禁止」があるゆえ、基本的に歓迎。
- 仲卸業界：中小零細事業者が多いゆえ、負担が増えることへの懸念が強い。魚種は必要なものだけ。
- 水産加工業者：様々な検査や証明の負担をすでに背負わされている上に業務負担が増えるゆえに、魚種は必要なものだけ。

課 題

★流適法の措置で、経済活動を低迷させてはならない！

- 流適法は、違法漁獲物の流通を抑止し、違法漁獲物を仕入れる業者を摘発できるしくみにはなっているものの、第1種特定水産動植物の取扱については流通業者に届出・伝達・記録といった負担義務を課す初めての法的措置であることから混乱をまねく可能性がある。
- 荷物の引き渡し・引き取りと一緒にかつ、確実に手軽に伝達・記録ができる電子システムがあれば、対象魚種の広がりにつながる（水産庁の事業で、国のクラウドに記録を送付するシステムの構想やブロックチェーンの開発が行われている）
- 制度導入で流通業者には確実に負担が生じることから、後継者のいない中小零細事業体の廃業が増える可能性がある。
- 特定水産物の選定には慎重な議論が必要である。